

枚方市教育委員会規程第 3 号

枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部を改正する規程

枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程（平成30年枚方市教育委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 7 号中「指導主事」の次に「その他これに類する職に任用するため教育委員会が招へいた者」を加える。

第 9 条第 1 項中「理事、部長、次長、課長、課長代理又は副主幹である者をいう」を「係員、任期付職員又は会計年度任用職員である者を除く」に、「。）の」を「。）である」に、「以外の」を「でない」に改める。

第11条第 1 項中「以外の」を「でない」に、「管理職等の」を「管理職等である」に改める。

第12条第 1 項中「置かれて」を削り、同項第 1 号中「以外の」を「でない」に改め、同項第 2 号中「掲げる面談」の次に「（口に掲げる面談にあつては、一次評価者が必要と認める場合に限る。）」を加える。

第13条第 1 項ただし書中「が休職中である」を「の休職」に改め、同条第 2 項中「以外の」を「でない」に改め、同条第 3 項ただし書中「が休職中である」を「の休職」に改め、同条第 8 項ただし書中「副主幹」の次に「、係長、主査又は主任」を加え、「。）の」を「。）である」に改める。

第17条第 5 項及び第 6 項中「教育委員会」を「教育長」に改める。

別表第 1 部長及び参事の属する職制上の段階の項中「及び参事」を削り、同表次長、室長及び副参事の属する職制上の段階の項中「次長、室長」を「参事、次長」に改め、同表係長及び監督の属する職制上の段階の項の次に次のように加える。

主査及び業務主査の属する職制上の段階

主査

別表第 1 一般職の任期付職員の採用に関する条例又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第 1 項の規定により採用された職員の職の属する職制上の段階の項中「の職」の次に「（理事又は部長の職を除く。）」を加える。

別表第 2 課長代理の部倫理性の項中「担当業務」を「課の業務」に改め、同部責任感の項中「担当業務」を「課の業務」に、「担当業務の責任者」を「課の責任者を補佐する者」に改め、同部企画・計画力の項中「担当業務の責任者」を「課の責任者を補佐する者」に改め、同部判断・決断力の項、実行・行動力の項及び統率・職場環境整備力の項中「担当業務」を「課の業務」に改め、同部指導育成・評価能力の項中「業務目標」の次に「及び施策目標」を加え、同表係長の部知識・技術力の項中「に協力し」を「を補佐し」に改め、同部統率・指導育成力の項中「業務目標」を「施策目標」に、「相談を受けたときには適切な助言を行うことができる」を「適切な助言を行い、円滑な業務の遂行と進捗管理に努めている」に改め、同部の次に次のように加える。

服務規律を遵守し、部下の見本となるとともに、部下が安心して報告・連絡・相談できる雰囲気づくり
--

主 査	倫理性・規律性	を心がけることができる。また、不正や違法・不当な圧力に対しては毅然とした態度をとることができる。
	責 任 感	業務が円滑に進行するよう部下の担当業務にも留意するとともに、組織の業務内容を正しく認識し、責任を持って仕事をやり遂げることができる。また、部下のミスの未然防止に努めるとともに、困難な課題、担当業務以外の突発的な仕事でも主体的に取り組むことができる。
	市民感覚・市民対応力	接遇指導を部下に行うとともに、所属上司と協力し、市民からの意見や苦情も率先して聴き、適切かつ迅速な対応に努めることができる。また、市民サービスの向上を念頭に置き、市民感覚と市民目線を持ちながら、職務を遂行することができる。
	知識・技術力	高度な知識・技術を習得しており、実際に仕事上、それらを積極的に活用するとともに、職務に関する法令・実例等を把握し、問題解決等に活用することができる。また、上司や市民に適切な説明を行うとともに、上司に協力し、同僚・部下に対して、指導教育することができる。
	企画・計画力	新たな課題についても、多様な情報を収集するとともに、取捨選択し、組織の方針を踏まえて迅速に独創的な案を作成することができる。また、課題解決のため、実現可能性のある具体的な計画を自ら作成し、業務を推進することができる。更には、円滑に業務を推進するための事前準備が十分できており、突発的な事態にも対応することができる。
	判断・決断力	突発事故や困難な課題に対しても迅速に状況を把握し、解決を先送りせず、上司への相談等を含め適切な対応を行うとともに、目先の利益や一時的な解決策にとらわれず、市民の視点や組織としての視点に立ち、判断することができる。また、与えられた業務について目的や要点を理解することで、優先順位を判断し、業務の効率化を図ることができる。
	統率・指導育成力	課せられた施策目標の達成に向けて、期限や方法をはっきりと言うなど、部下への指示を明確で分かりやすい言葉で行うとともに、部下と普段からコミュニケーションを図り、相談を受けたときには適切な助言を行うことができる。また、部下の育成、指導についても取り組むことができる。
	自己管理能力・注意力・安全観念	安全管理の徹底に向けたマニュアルづくりを積極的に行うとともに、自身の業務だけでなく、部下の業務における事故や各種トラブルにおいても迅速かつ積極的に対応することができる。また、職務遂行に当たっては些細なことにも注意を怠らず、かつ、未然防止に向けた啓発活動を行うことができる。

別表第2主任の部統率・指導育成力の項中「業務目標」を「施策目標」に改め、同表係員の部業務処理力の項中「業務処理力」を「業績・業務処理力」に、「努めることができる」を「努め、所

属部署の業績に貢献している」に改め、同表任期付職員（指導的立場にある職員に限る。）の部判断決断力・安全観念の項中「判断決断力・安全観念」を「業績・判断決断力・安全観念」に、「行うことができる」を「行い、所属部署の業績に貢献している」に改め、同表任期付職員（指導的立場にある職員を除く。）の部業務処理力・安全観念の項中「業務処理力・安全観念」を「業績・業務処理力・安全観念」に、「拡大に努めることができる」を「拡大に努め、所属部署の業績に貢献している」に改め、同部の次に次のように加える。

第 12 条第 1 項第 2 号に掲げる会計年度任用職員	倫理性・規律性・協調性	職員としての自覚を持ち、服務規律を遵守して行動している。また、職務遂行に必要な報告・連絡・相談を適切に行い、前向きに取り組むとともに、誰にでも協調的な態度で接し、自発的に協力している。
	業績・業務処理力	担当業務を正確に処理するとともに、処理能力の向上に努め、かつ、業務に必要な知識・技術を有し、積極的に活用している。また、上司や職員の指示に従い、業務を遂行し、所属部署の業績に貢献している。

別表第 2 会計年度任用職員の項中「会計年度任用職員」を「第 12 条第 1 項第 3 号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 5 条関係）

標準的な職	一次評価者	二次評価者
会計年度任用職員	課長代理	—
副主幹、係長、主査、主任、係員、任期付職員	課長代理	課長
課長代理	課長	次長
課長（主幹に限る。）		部長
課長（主幹を除く。）	次長	特別職
次長（副参事に限る。）		
次長（副参事を除く。）	部長	
理事、部長	特別職	

備考 幼稚園又は小学校若しくは中学校に勤務する職員の一次評価者は園長又は教頭と、二次評価者は課長又は校長とする。

附 則 [令和 6 年 3 月 31 日公布]
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。